

議案第85号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～4 略 <u>5 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産における第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。</u>	附 則 1～4 略

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。